



第四期基本構想

2006～2015
平成18年度～平成27年度



I はじめに

国立市は、第一期の基本構想で「人間を大切にするまちづくり」を目的に定めました。それから30年が経ちました。第二期、第三期の基本構想でも大切に守られてきた「人間を大切にするまちづくり」は、「国立市平和都市宣言」や「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」にもいかされています。

わたしたちは、これからも誰もが安心して暮らすことができ、自然を大切にし、豊かな心をはぐくむ「人間を大切にするまち」をつくっていきます。そのためには、くにたちに暮らす全ての人が、つなぎ・つながるコミュニティのあり方を考えていかなければなりません。なぜなら、コミュニティは「人間を大切にするまち」くにたちの基本的かつ重要な要素だからです。

一方で、くにたちを取り巻く社会情勢や自然環境は、日々変化しています。市民と行政や議会は、それぞれの立場を理解し、尊重しながら協働していくことが必要です。そのためには、市民どうしや、市民と行政や議会との情報共有を、より一層充実させなければなりません。

また、市民の声を市政に反映させるために、市民参加や市民参画の場を増やすことも必要です。大規模な住宅建設、都市計画道路の整備、鉄道の連続立体交差化などによって、くにたちの環境は大きく変わりつつあります。こうした環境の変化についての認識や情報を、できるだけ多くの市民が共有し、自らの問題として考えながら、「人間を大切にするまち」くにたちをつくっていかねばなりません。

「人間を大切にするまち」くにたちの実現は、第四期の基本構想の大きな目標であり、わたしたちの誇りです。この礎を大切にしながら、市民と行政や議会がともに手をたずさえ、身近な生きものや自然も大切に思い、これからのくにたちをはぐくんでいきます。

国立市第四期基本構想は、10年を期間とします。

そして、未来にむけてくにたちの将来像を実現していきます。



Ⅱ くにたちの将来像

1. 将来像

わたしたちは、「文教都市くにたち」を“都市像”として、教育、自然、文化、まちなみ、つながりを尊重した「人間を大切にすまち」を目指してきました。

人がまちをつくり、人はそのまちに育てられていきます。一人ひとりがその自覚をもち、これまで受け継いできたものをさらに心豊かなものにし、次の世代につなげていかななくてはなりません。わたしたちくにたち市民は、平和に生き、「人間を大切にすまち」を再認識して、「文教都市くにたち」のあるべき姿を見つめ直し、育て、生活に根ざしたものにしていきます。

このことを踏まえ、くにたちの将来像を次のように描きます。

● 人びとのつながりを大切にし、互いを認めあい、ともに暮らしています

言葉を交わし、あいさつを通じて出会いが生まれ、さらに人びとのつながりがひろがっていきます。そこには互いを認めあい、支えあう想いもあります。くにたちに関わる全ての人びとの自覚と意識と協調が、くにたちをつくっていきます。

● 子どもたちが遊び、お年寄りがまちで暮らす風景があります

子どもたちが、まちかどや路地で楽しそうに遊び、そのそばで立ち話をしている人たちがいます。高齢者もしょうがいしゃも安心して快適に暮らしています。人びとは行き交い、お店や通りは活気にあふれ、みんな楽しく過ごしています。

● 季節の風を感じ、豊かな文化との関わりがあります

人びとは、四季折々の彩りを楽しみながら心豊かに暮らしています。さまざまな生きものの暮らしも大切にされています。そこには音楽があり、絵画があり、人びとの語りがあり、文化や歴史が息づいています。

2. 将来像を実現するための四つの視点

この基本構想では、くにたちの三つの将来像を実現していくために、市民“ひと”の暮らしと、そのための場所である都市“まち”から見ることにします。自治体をつくる最も基本的なものであると同時に、さまざまな要素から成り立っているひとの暮らしとまちに対し、将来像を実現するための手段“しくみ”として、四つの視点を示します。

四つの視点は織りあわせられ、将来のくにたちの全体像をつくります。そして、それぞれの視点に基づいて行われる事業は、相互の関連や横のつながりを重視して実施します。

●ひとを育てる、守る

福祉、教育など、このまちで人が成長し、そしてこのまちに関わるさまざまな人びとを守っていくための視点です。

●ひとが生きる、暮らす

コミュニティ、平和、人権、日々の暮らしに関わることなど、このまちで生きていく一人ひとりが安心して暮らしていくために欠かせない視点です。

●まちをつかう

産業、道路、環境、防災など、今のまちを使って賑わいや安全な暮らしにいかしていくための視点です。

●まちをつくる

景観、自然、都市環境など、まちを形づくるものや、その骨格となる水やみどりについての視点です。



Ⅲ 将来像を支えるために

1. 人口

この基本構想では、人口推計の最大値を参考に、上限を最大8万人とします。

まちの活性化を図り、心地よい生活環境を保つために、急激な人口の増減を避け、あらゆる年齢層がともに支えあうまちを目指します。

2. 土地の利用

国立市は、「人間を大切にすまち」を基本としています。まちづくりの基盤となる土地は、市民の限られた貴重な財産として、将来にわたり有効に活用していく必要があります。くにたちには地域ごとに特徴ある歴史、地形などがあるため、地域の特性を大切にし、土地の利用は「くにたちの将来像」を目標にしていきます。

● 地域の歴史や特徴にあわせた土地の利用

くにたちの歴史、文化、地形、自然を尊重し、便利さだけでなく個性と魅力がある土地の利用が望まれます。住みやすい都市環境をつくっていくため、地域の状況や提案を土地の利用に反映させていきます。

● 美しいまちなみを守り、育てる

美しいまちは市民の意識の中から生まれます。美しいまちを守り、育てるには行政が責任をもち、市民、事業者、関係団体と互いの立場を尊重し、連携、協力していく必要があります。行政は市民の主体的な活動を支援していきます。

● みんなで話し合っつくるまち

まちづくりの情報を広く紹介、共有し、市民の知識、経験をまちづくりにいかしていく必要があります。そのためには行政各部課が連携して地域、教育機関、関係団体に働きかけ、市民の関心を高めて互いに話しあい、協力関係のもとに将来を見据えた土地の利用をすすめていきます。

3. 推進体制

国立市は、この場所に住み、学び、働いている人びとが、行政機構と議会をつくることで成り立っています。学校や企業などの法人もまた市の重要な構成要素です。地方分権の進展により、自治体の果たす役割が一層重要になっていく中で、市政の運営は、主権者である市民、およびこのまちで暮らしている全ての人に対しての公平な情報とサービスの提供、市民参加の徹底、先進的かつ効果的な経営を基本にします。

● 情報の保護と共有は基本です

個人情報の保護に最大限の配慮を行いながら、自治体の情報化をすすめ、市民との情報の共有を推進します。あわせて地域社会の情報化を推進します。具体的な計画の立案や施策の実施にあたっては、その情報をわかりやすい形で即時公開することを原則とします。

● 市民参加をすすめます

各事業の計画、実施、検証のそれぞれの段階で可能な限り市民参加の機会をつくり、公平で開かれた行政を推進します。そして、参加する市民にも多様な価値観を相互に尊重すること、市民相互そして行政との合意形成への努力などが求められます。市民との信頼と協力を基本に、市民参加をすすめ、くにたちはこうあってほしい、という市民の想いを実現していきます。

● 効果的な行政経営を行います

公共と民間の仕事の範囲を的確に見定め、計画的な財政運営と健全で効率のよい行政経営を行うとともに、地方自治の担い手である職員の資質向上に努めます。

- * 組織は、社会の変化に迅速に対応するため極力簡素化し、定員、組織、事務分掌を常に見直していきます。
- * 施策の目的達成のために総合的な調整を行い、担当所管と実施責任を明らかにした上で、関係所管は緊密に連携して施策を実行します。
- * 公共サービスを向上させるため、必要に応じて他の自治体や行政機関と協力して、広域行政をすすめていきます。
- * わかりやすい形で事務事業の成果を公表し、市民や外部の専門家による評価を実施します。



- * 産業の振興などによる地域の活性化で、税収など自主財源の安定を図ります。
- * 市民との協働と情報公開を基本に、将来の公共サービスのあり方と範囲を検討し、民間の非営利組織や事業者の適正な活用、外郭団体の見直しなどを速やかに実施します。
- * 地域の実態に即して、主体的かつ専門的に事務事業をすすめていくために、自主研究や研修の奨励、適正な人事評価などを行い、積極的、意欲的な職員を育成します。

IV 将来像を実現するために

将来像を実現するための四つの視点に基づいて、次のような方向で施策をすすめます。

ひとを育てる、守る【教育、子育て・子育て、福祉、文化】

古くからこの地域にあった子どもたちが育つ環境を守り、支えていくことは、これからも受け継いでいきたい想いの一つです。少子社会では特に、子どもが自ら育つ環境を整えつつ、子育て世代が孤立しないように地域で支えあっていくことが必要です。また、しょうがいしゃ、乳幼児、高齢者などあらゆる立場の人びと、くにたちに関わるさまざまな人びとが、居心地がよい、住み心地がよいと感じるまちにしていきます。

● 子育て・子育てがしやすい環境をつくる

同世代はもちろん、世代を超えて子育ての話をしたり、聞いたりできるような交流の場をつくり、孤立しがちな子育て世代を地域で支えます。また、あらゆる家庭で子育て・子育てがしやすい環境づくりを目指します。

- * 子どもに関わる施策についての総合窓口を設置します。
- * 子どもに関わる事業に子どもの声を取り入れ、参加・参画の機会を設けます。
- * 子どもの居場所をつくるなど、安全で充実した環境をつくります。
- * 子どもや子育ての情報を得やすくし、子育てのネットワークをつくります。
- * 仕事と両立しながら子育てができるように、職場にも働きかけていきます。

● 地域で学校を支える

子どもたちは一日の生活の多くを学校で過ごしています。学校での時間が充実していることは、子どもが育っていく上で大切です。学校教育の環境を整備し、質を向上させていくためにも、子ども、保護者、学校、地域が一緒になって学校を充実させていくことが必要です。また、しょうがいしゃ、高齢者、いろいろな世代の人たちと日常的にふれあい、関わりあいがもてるような学校づくりをしていきます。

- * 幼児教育と学校教育、あるいは学校間の連携を図ります。
- * 学校の情報を積極的に公開します。
- * 学校施設と設備を広く開放し、地域コミュニティの起点とします。



- *子どもにそなわる可能性を引き出し、命の尊さを学び、生きる力を育てていきます。
- *健康なからだや生活を支える「食」について学ぶため、体験の場をつくるなど地域、家庭、学校が協力していきます。

● しょうがいしゃにとっても、高齢者にとっても、やさしさのあるまち

人は立場を変えてみることで始めて、何がどのようにあってほしいかに気づきます。しょうがいしゃや高齢者の視点や考えを共有しながら、その人がその人らしく暮らし、地域の人びととともに生きる社会を築きます。また、それを支えるバリアフリーを整えます。

- *全ての人に、その人が望む自立を支援します。
- *生きがいをもって暮らせるように、学習と就労の場を設けます。
- *地域医療との連携を図ります。
- *互いが支えあうボランティアの心を育てます。
- *必要としている人の立場に立ったバリアフリーを図り、誰にとっても使いやすいまちをひろげます。

● くにたちの文化を受け継ぎ、つくる

祭り、伝統行事、文化財などこれまで培われてきた文化は、大切に守り、後世に残していかななくてはなりません。また、音楽、美術などにかこまれた、生活に潤いのある環境も、くにたちにとって貴重な財産です。こうした有形無形の文化を絶やさないよう伝え、さらに創造していきます。

- *文化財を守り、残すとともに活用していきます。
- *子どもたちにくにたちの自然や歴史、祭りや伝統行事を伝えていきます。
- *市民の文化活動を積極的に応援します。
- *いろいろな国の人びととともに暮らし、文化をひろげます。

ひとが生きる、暮らす【生活、健康、平和と人権】

市民一人ひとりが、いきいきとした暮らしができるようなまちにしたい。そのためには、市民どうしのよい関係が保たれること、心もからだも健康でいられるような環境が大切です。

● 元気なコミュニティをつくる

現代は、人と人の関係が希薄になっているといわれています。ここ数年の自然災害などから、人と人とのつながりが大切であることが再認識されています。時代にあった、地域やそれぞれの個人にあった交流やコミュニティが求められています。親しみやすく、楽しく、活発になるようなコミュニティを考えます。

- * 地域や世代をつなぐ環境を整えます。
- * コミュニティのための情報を提供し、交流の機会と場を充実させます。
- * 地域や近隣どうしで、安全や安心をつくるしくみを考えます。
- * 子ども、高齢者、しょうがいしゃ、いろいろな国の人びととの交流を、さらに充実させます。
- * 暮らしの中で必要な情報を市民と共有するとともに、消費生活や法律などに関する相談体制を一層充実させます。
- * いろいろなコミュニティなどが活動しやすい環境を整えます。

● 心とからだの健康を応援する

心身ともに健康であることを目標に、市民が自らの健康を管理し、改善できるような環境をつくります。そのために、健康に関する知識や情報を提供するだけでなく、市民の参加によって地域の健康づくりに関する計画をつくり、行政各部課が協力して実施していきます。さらに、余暇をいかした活動を通じ、共通の趣味でつながるコミュニティづくりを応援します。

- * 心とからだの健康について、相談できる場を充実させます。
- * 予防医療や予防介護を充実させます。
- * 身近な生きものを大切にし、命の尊さを学びます。
- * いつでも、誰でも、どこでも、気軽に運動ができる環境をつくります。
- * 食品、水、空気を安心して口にできる環境を維持します。
- * 心のバリアフリー化をすすめます。

● 学びで人が出会い、つながる

市民一人ひとりが主体的に学び、活動することによって、誰もが生きがいのある暮らしをおくることができる環境を整えます。また、多様な学びの場で人材を育成し、豊かなコミュニティ活動をはぐくみます。



- * いつでも、誰でも、どこでも、気軽に学ぶことができる環境を整えます。
- * 市民向け講座を充実させ、気軽に学び、活動できるしくみを考えます。
- * くにたちに関わる人材を活用するとともに、学習の成果を地域にいかすしくみを考えます。
- * 大学や専門学校などの高等教育機関との連携を図り、系統的・専門的学習を充実させます。
- * 公民館や図書館などの社会教育施設、学校などの教育機関と、市民の自主的な活動との連携をすすめます。

● 平和と人権を市民とともに考える

平和であること、差別や偏見がないことは、人が生きていく上であたりまえのことです。どんな立場の人とも理解しあえるようにするまちにしていくことが大切です。日々の生活でも、一人ひとりが視点を変え、立場を変えて見ることで、互いを認めあう環境をつくれます。

- * 一人ひとりが、互いの存在を大切に考えます。
- * どんな立場の人も、あたりまえに暮らすことができるまちにします。
- * 保護者、地域、行政が見守る中で、子どもが自分らしく育っていくことのできる環境を整えます。
- * 男女がともに支えあい、互いに尊重し、いきいきと活動できる地域づくりをします。
- * 一人ひとりが平和に生きることができるまちをつくり、平和への強い意思を世界に発信していきます。

まちをつかう【産業、道路、環境、公共施設、防災】

まちは、市民の自由で活発な活動が行われる舞台です。先人が築いてきた景観、都市の基盤、公共施設、人材などの地域資源をいかして、全ての人がいきいきと楽しみ、学び、暮らすことができる安全で安心なまちをつくれます。

● 働く人と働く場所のために

風格ある都市景観をもち、身近に文化や芸術を感じられるくにたちは、多くの人をひきつける魅力をもっています。身近な商店や産業を大切にして商工業を活性化し、新しい産業の創出を図り、積極的に企業を誘致するとともに、このまちで仕事を始める人や、

その意欲のある人を応援します。

- * くにたちの個性をいかして、たくさんの人が訪れる賑わうまちをつくりまします。
- * 行政は、消費者や事業者と協働で、地域に根ざした産業振興を計画的にすすめます。
- * 商店街では、人が歩きやすいようにみちを整備します。
- * 農業体験、地元農産物の流通支援などをすすめ、都市農業を発展させます。
- * NPO活動の活性化を図るとともに、高齢者の知識や経験をいかす場をつくり、市民の積極的な社会参加を支援してまちの活性化を図ります。

● 人と自然にやさしい、誰もがつかいやすいみち

歩行者が安全に行き交うことを基本に、公共交通や自転車を重視し、市民参加で道路を誰にでも使いやすいものにしていきます。

- * 都道や国道などの歩道が狭い場所については、改善を求めています。
- * コミュニティバスにっこをはじめ、事業者とも協力して公共交通を充実させます。
- * 自転車で移動しやすいみちや駐輪の場所を確保し、自転車と調和した違法駐輪のないまちをめざします。
- * 幹線道路から住宅街への通過車両の流入を抑制します。
- * 安全な通学路や散策が楽しめるみちを確保します。
- * 雨水を浸透させ、みどりを植えて自然にやさしいみちをつくりまします。
- * 道路をつくることにより、地域コミュニティや水とみどりが分断されないよう配慮します。

● よい環境をつくっていくために

近隣市、東京都、国とも協力して、ごみや環境問題の解決にむけた効果的な施策を実施し、自然環境の回復、復元に努めます。

- * 水、大気、土壌などの汚染、騒音、振動などを防ぎまします。
- * 資源やエネルギーを大切にし、ごみの発生を抑え、リサイクルを推進します。
- * 公園や公共施設では生態系をいかした管理を行い、多くの生きものが住む豊かなみどりを守ります。

● 公共施設などをよりつかいやすくする

利用者の時間や生活範囲のひろがりをつままえ、公共施設などをより一層使いやすいも



のにしていきます。

- * 公共施設の利用時間などの見直しや改築などは、可能な限り市民参加ですすすめます。
- * 近隣市との施設の相互利用などをすすめます。
- * 老朽化した公共施設の補修や建て替えを計画的にすすめます。
- * 図書館や公民館などは、利用者の視点に立って、使い方、開館日、時間などの見直しをすすめます。
- * 大学、専門学校、高校などと連携し、施設の利用や開放についての協議をすすめ、実施していきます。

● 安全で安心なまち

市民の生命と財産を守るため、災害に強い安全で安心なまちを目指します。

- * 学校などの敷地は、防災、都市景観、みどりなどの大切な拠点として、所有者との合意のもとに保全に努めます。
- * 電線の地中化をすすめ、道路上の構造物を少なくして人が歩きやすく、防災機能が高いみちをつくれます。
- * 市内の全ての道路を緊急車両が入れるように整備をすすめます。
- * 安全で安心なまちをつくるため、地域活動の充実を図ります。

まちをつくる【景観、自然、都市環境】

全ての人々が安全で快適に過ごせることは、まちづくりの基本です。市民と行政が協力して、人びとに愛されるまちなみを守り育て、心のやすらぎとなる水やみどりをはぐくみ、市民が誇りをもっていつまでも住み続けたいまちをつくれます。

● 心に残る美しいまちなみをつくる

くにたちには時代を越えて、多くの市民の努力でつくられた大学通りの景観や、歴史のあるみどり豊かな社寺林、やすらぎを与えてくれる農地などさまざまな風景があります。この美しい、市民の心の豊かさを支える原風景をいつまでも守り、後世に引き継いでいきます。

- * いつまでも心のふるさととして季節ごとに思い出すことのできる、美しい原風景を残していきます。
- * 郷土の歴史を学び、美しいまちなみを市民共有の財産としてはぐくんでいきます。

- * 市民が誇れるまちなみや住環境を守るため、開発や建築については景観や周辺環境との調和を大切にします。
- * まちなみの大切な要素として、時代を越えて地域にはぐくまれてきた建物や樹木は、所有者の協力を得て保全していきます。
- * 市民参加により策定された「国立市都市計画マスタープラン」や「国立市緑の基本計画」を実現していきます。

● 水とみどりをはぐくむ

都市環境の向上や防災空間に役立ち、市民に四季の訪れを告げ、ゆとりとやすらぎを与えてくれる、いきいきとした水とみどりをはぐくみます。

- * 市民の憩いの場となる公園、緑地を確保し、それぞれの特徴をいかした整備をすすめる、個性あるみどりをはぐくみます。
- * 社寺林、屋敷林、ハケのみどり、農地、水路、集合住宅、教育施設、公共施設のみどりを保全していきます。
- * 公共施設は、地域ごとに特色のある樹種や密度に配慮した、質の高いみどりをはぐくみます。
- * 暮らしに潤いを与えてくれる川や湧水は、水と親しみ、生きものとふれあう環境として守り育てます。
- * 地下水や湧水を大切にするために、水循環に関する計画をすすめていきます。
- * 水とみどりに関する市民の理解、協力を得るため、行政が率先して公共施設の緑化に取り組んでいきます。
- * みどりが多く、静かなたたずまいの住宅地を奨励していきます。

● みんなでつくるまち

一人ひとりがまちをつくり、守り育てていく意識が大切です。地域の人材や市民の知識と経験をいかして、市民と行政の協力により、世代を超えて住み続けたいまちをつくれます。

- * 市民参加により、地域の環境に調和したまちづくりをすすめます。
- * 都市基盤整備は、地域の特性に応じて、水とみどりを大切にしたいまちをつくれます。
- * 道路の整備は、地域の理解を得て、周辺環境に配慮し、近隣市、東京都、国と調整してすすめます。
- * J R中央線国立駅周辺は、受け継がれてきた景観を大切にします。鉄道の高架化の



機会をいかして南北の一体化、高架下の活用、駅周辺のまちづくりを図り、市民生活と結びつき、賑わいと魅力がある商業空間とします。

- * 清化園跡地を含む南部地域は、周辺住民の提案を尊重し、環境に配慮した整備をすすめます。
- * 独立行政法人都市再生機構などの集合住宅が建て替えられる場合には、周辺環境への影響、緑地の確保、住環境の向上を図り、新たな住みやすいまちをつくっていきます。
- * J R南武線の駅周辺は地域の拠点となる商業空間とし、将来の鉄道の高架化を想定して交通の円滑化を図り、地域が一体となるまちづくりをすすめます。

V おわりに

私たちが生きている時代は大きな転機を迎えているといわれます。グローバル化と呼ばれる地球規模での市場化や文化・制度の均質化、そのもとでの新しい国家像・自治体像が模索され、多くの改革が国民・市民と行政との関係を積極的に見直す新しい公共性のあり方を提起しようとしています。

第四期となる国立市の基本構想も、こうした時代状況のもとで策定されました。過去の基本構想のいずれにおいても「市民一人ひとりが自ら参画すること」の重要性が強調されています。いま、新しい公共性のあり方が模索されている状況のもとですます、まちづくりへの市民の主体的で積極的な参画が求められています。

その意味で、この基本構想の策定にあたって行政内部で作成した「国立市基本構想検討委員会報告書」とともに、はじめて市民に呼びかけて作成された「ぶらっとくにたち提案書」が審議のための基礎資料とされたこと、また市民の意見を聴く会が各地域で開催され、多様な方法で市民の意見を反映する努力が払われたことは、基本構想を策定する段階から積極的に市民の参画を求めた重要な事例であるといえましょう。

ここに、行政と市民との協働によって第四期基本構想が策定されたことを誇りとし、その実現に向けてさらに大きな協力が生まれることを期待したいと思います。